

後期高齢者医療制度のお知らせ

▶問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)
年金・長寿医療グループ (☎☎2137)

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは、医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者で、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が次の自己負担限度額を超えたときは、年金・長寿医療グループに申請することにより、その超えた額が支給されます。

※後期高齢者医療制度または介護保険のいずれかの自己負担額が0円の世帯は対象外です。

※支給額が500円以下の方には支給されません。

注意 入院時の食事代や保険適用外の金額などは、自己負担額に適用されません

▼自己負担限度額
(8月1日から翌年7月31日までの年額)

区分		限度額
現役並み所得者		67万円
一般		56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の方

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員が所得0円（公的年金の収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

医療費通知について

北海道後期高齢者医療広域連合は、医療機関などで治療を受けた全ての被保険者へ、医療費総額などについてお知らせする『医療費通知』を送付しています。

発送月（半年ごとで年2回）

9月（受診期間が1月～6月分）

翌年3月（受診期間が7月～12月分）

～医療費通知の活用方法～

- ・医療費の推移が分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
 - ・健康診査など、健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
 - ・確定申告（医療費控除）の添付書類として使用することができます。
- ※この通知は受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。
※診療日数などに間違いがないか確認してください。

時代が変わっても、
あたたかさにはかわらない。

 **第一滝本館**

ご予約・お問合せは
☎(0143)84-2111 <http://www.takimotokan.co.jp>
登別市登別温泉町55番地 info@takimotokan.co.jp

法律相談いたします

**初回相談無料！
お気軽にご相談を！**

不動産の相続登記・名義変更手続
会社の設立・役員変更登記・定款作成
過払金返還請求・債務整理・破産手続

まずはお電話！ TEL0143-81-2000

HP:<http://www.kurosaki-office.com>

黒崎司法書士事務所

登別市千歳町1-5-3 登別市役所入口踏切近く